

社会福祉法人健生会  
ざおう 健生苑短期入所生活介護事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(広島県指定 第3471508386号)

当施設は入所者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 利用施設	2
3. 職員の配置状況	3
4. 施設が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付	8
6. 事故発生時の対応	9
7. 高齢者虐待防止対策	9
8. 身体拘束について	9
9. 非常災害対策	10
10. 感染症対策	10
11. 業務継続計画の策定等について	10

## 重要事項説明書

### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人健生会
- (2) 法人所在地 広島県福山市沼隈町大字能登原1436番地1
- (3) 電話番号 084-987-1299
- (4) 代表者氏名 理事長 定藤 英治
- (5) 設立年月 平成18年8月4日

### 2. 利用施設

- (1) 施設の種別 短期入所生活介護事業所  
平成27年4月1日指定 広島県3471508386号
- (2) 施設の目的 家庭で介護されているご家族が旅行や仕事、冠婚葬祭などで留守にされるときや、介護疲れで休養が必要なとき、その間介護が必要な方をお預かりして、お世話することを目的とした施設です。
- (3) 施設の名称 ざおう健生苑短期入所生活介護事業所
- (4) 施設の所在地 広島県福山市日吉台2丁目26番13号
- (5) 電話番号 084-945-2744
- (6) 施設長氏名 山根 俊彦
- (7) 開設年月 平成27年4月1日
- (8) 営業日及び受付時間

営業日	年中無休
受付時間	随時

- (9) 利用定員 50人
- (10) 通常の事業実施地域 福山市
- (11) 居室の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。他の種類の室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出ください。(但し、室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
4人部屋	10室	多床室で滞在費を算定
2人部屋	4室	多床室で滞在費を算定
1人部屋	2室	多床室で滞在費を算定
静養室	2室	各フロア
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒
浴室	各フロア	チェアーインバス・一般浴槽
医務室	1室	2階

☆居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその諾否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入所者やご家族と協議の上変更するものとします。

(但し居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

☆面会時間： 9：00 ～ 18：00

(この時間以外の時間に面会をされる場合は、事前に連絡をください。)

また、感染拡大防止のため新型コロナウイルス・インフルエンザ・その他感染症の流行時期及び感染が発生した場合には面会制限をさせていただくことがあります。

※来訪者は、面会簿に必要事項を記入してください。

### 3. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を厳守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長	1名	1名
2. 介護職員	19名	17名
3. 生活相談職員	1名	1名
4. 看護職員	2名	1名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 医師（非常勤）	1名	1名
7. 管理栄養士	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延長時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
医師	随時
介護職員	早 ③ 7：00 ～ 16：00
	日 ① 9：00 ～ 18：00
	遅 ② 10：30 ～ 19：30
	夜 ① 16：00 ～ 10：00
看護職員	早 ⑥ 8：00 ～ 17：00
	早 ⑧ 8：30 ～ 17：30
機能訓練指導員	早 ⑧ 8：30 ～ 17：30
	日 ① 9：00 ～ 18：00

#### 4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入所者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- ・利用料金が介護保険から給付される場合
- ・利用料金の金額を入所者に負担いただく場合

があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険より給付されます。

<サービスの概要>

種 類	内 容
食事	<ul style="list-style-type: none"><li>・当施設では栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。</li><li>・利用者やの自立支援のため離床し、食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。</li></ul> <p>(食事時間) 朝食 8:00～                   昼食 12:00～                   夕食 18:00～</p>
入浴	<ul style="list-style-type: none"><li>・週2回の入浴または清拭を行います。</li><li>・寝たきりの方でも機会浴槽を使用して入浴することができます。</li></ul>
排泄	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の排泄の介助を行います。</li></ul>
口腔機能向上	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の口腔機能の向上のため、口腔衛生、摂取・嚥下機能に関する訓練を実施します。</li></ul>
送迎サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の希望により、ご自宅と施設間の送迎サービスを行います。</li><li>・やむを得ない事情でご家族での対応が難しい場合は、病院までの受診送迎サービスを行います。</li></ul>
その他自立への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li><li>・生活のリズムを考え、毎朝夕の更衣を行うよう配慮します。</li><li>・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。</li><li>・シーツ交換は、適宜実施します。</li><li>・短期入所生活介護の場合は、担当は主治医となります。緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を負って引き継ぎます。</li></ul>

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、利用者の要介護に応じたサービス料金から介護保険給付費の額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払いください。

（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

① 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	6,450円	7,150円	7,870円	8,560円	9,260円
② うち、介護保険から給付される金額	5,805円	6,435円	7,083円	7,704円	8,334円
③ サービス利用に係る自己負担額（1－2）	645円	715円	787円	856円	926円
④ 居室に係る自己負担額	915円				
⑤ 食事に係る自己負担額	1,445円（朝食 385円）（昼食 530円）（夕食 530円）				
⑥ 自己負担額合計（③+④+⑤）	円	円	円	円	円

※連続61日目以降

① 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
② うち、介護保険から給付される金額	5,301円	5,931円	6,588円	7,218円	7,839円
③ サービス利用に係る自己負担額（1－2）	589円	659円	732円	802円	871円
④ 居室に係る自己負担額	915円				
⑤ 食事に係る自己負担額	1,445円（朝食 385円）（昼食 530円）（夕食 530円）				
⑥ 自己負担額合計（③+④+⑤）	円	円	円	円	円

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、入所者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 上記、サービス利用料金は、介護保険負担割合証1割負担の計算となっております（利用者の要介護度に応じて料金が異なります。また、利用者負担割合は、介護保険負担割合証でご確認ください）。

☆ 当施設は、指定短期入所生活介護サービスの加算について下記の内容を加算します。

サービス内容	単位 (円)	備 考
サービス提供体制加算 (Ⅰ)	1 2	介護職員総数のうち介護福祉士が 50%以上配置している場合
サービス提供体制加算 (Ⅲ)	6	常勤比率が 75%以上
個別機能訓練加算	5 6	専従の機能訓練師を 1 配置し、個別機能訓練計画の作成と実施をしている場合
機能訓練体制加算	1 2	専従の機能訓練指導員を 1 名以上配置している場合
夜勤職員配置加算 (Ⅰ)	1 3	夜間における手厚い職員配置をしている場合
送迎加算 (片道 1 回)	1 8 4	利用者に対し送迎を実施した場合
療養食加算 (1 食 1 回)	8	担当医師の指示のもと療養食を提供した場合
看護体制加算 (Ⅲ) ロ	6	看護体制加算 (Ⅰ) の要件を満たしかつ重度者受け入れ要件を満たしている場合
看護体制加算 (Ⅳ) ロ	1 3	看護体制加算 (Ⅱ) の要件を満たしかつ重度者受け入れ要件を満たしている場合
医療連携強化加算	5 8	緊急時の協力医療機関を定め、緊急時の対応の取り決めがなされている場合 看護職員による定期的な巡視をした場合
口腔連携強化加算	5 0 (月 1 回のみ)	口腔内の状態を評価し歯科医療機関及び介護支援専門員に対して当該評価の結果を情報提供した場合
生産性向上推進体制加算	1 0 (月 1 回のみ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策をした場合 (インカム等)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	(基本料金+加算) × 利用回数 × 13.6% (1 円未満の場合は四捨五入)	

※加算については、入所者の状態や職員体制により変更することもあります。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

<ショートステイの居住費（滞在費）・食事の負担額>

対 象 者		区 分	居 住 費	食 費
生活保護受給者		利用者負担	0 円	3 0 0 円
老齢年金受給者		段階 1		
市町村 民税 非課税 (世帯 全員)	課税年収額と合計所得金額の合計が 8 0 万円以下の方	利用者負担 段階 2	4 3 0 円	6 0 0 円
	利用者負担第 2 段階以外 (課税年金収入が 8 0 万円超 1 2 0 万未満の方など)	利用者負担 段階 3 ①	4 3 0 円	1, 0 0 0 円
	利用者負担第 2 段階以外 (課税年金収入が 1 2 0 万円超の方 など)	利用者負担 段階 3 ②	4 3 0 円	1, 3 0 0 円
上記以外の方		利用者負担 段階 4	施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方には補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。	
			9 1 5 円	1, 4 4 5 円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

理容サービス	月に 1 回理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。 利用料金：1 回あたり 1, 8 0 0 円（洗髪、パーマ料金別途必要）
レクリエーション、 クラブ活動	利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 利用料金：材料代等の実費をいただきます。
日常生活上必要となる 諸経費実費	日常生活品の購入代金等入所者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますので負担の必要はありません。 利用料金：日常生活品費として 1 日 2 7 0 円（バスタオル・フェイスタオル・おしぼり・ティッシュペーパー等）の負担をいただきます。 喫茶代として 1 日 1 0 0 円（お茶・水分ゼリー・コーヒー・紅茶・ココア・アクエリアス・カルピス等）の負担をいただきます。
電気代金	各居室で使用の電化製品（テレビ、冷蔵庫、電気毛布等）及び、エアマット、在宅酸素等の医療機器の設置に伴う電気料をご負担いただきます。但し、一時的に使用されるもの（電気カミソリの充電、ドライヤーの使用）に関する負担はございません。

	利用料金：1品につき1日50円 テレビレンタル料1日100円（希望者）
--	--

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用はサービス終了後、月末締め翌月15日（土日の場合は翌週月曜日）に請求書を送付いたしますので、当月27日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ア．指定口座からの自動引き落とし（手数料は利用者負担となります。）
- イ．銀行振り込み（期日までにお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。）
- ウ．当苑にて直接お支払い（現金のみ。お釣りのないように願います。）

（4）利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業者の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付

当施設は苦情受付窓口を設置し利用者、家族からの苦情に迅速、適切に対応します。  
 また、当施設への苦情やご意見は行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

- （担当者） [職名] 生活相談員 平岡 奈菜美 070-8697-6043
- （解決責任者） [職名] 施設長 山根 俊彦 070-8697-6042
- （第三者委員会） [職名] 法人監事 井上 幸生

○受付時間 9:00 ～ 18:00

○電話番号 084-945-2744

（2）行政機関その他苦情受付機関

福山市役所 介護保険担当課	所在地 / 広島県福山市東桜町3番5号
	電話番号 / (084) 921-2111
	受付時間 / 8:30 ～ 17:00 (土日 祝日 年末年始を除く)
国民健康保険団体連合会	所在地 / 広島県中区宝町4-23

	電話番号／ (082) 554-0783
	受付時間／ 8:30 ～ 17:00 (土日 祝日 年末年始を除く)
広島県社会福祉協議会	所在地／ 広島県広島市南区比治山本町12-2
	電話番号／ (084) 254-3416
	受付時間／ 8:30 ～ 17:00 (土日 祝日 年末年始を除く)

## 6. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、市町村、家族、居宅支援事業所等への連絡など必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して採った処置について記録し賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を行います。

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事故防止に関する担当者： 副管理者 泊 一真

## 7. 虐待の防止について

利用者の虐待防止を図るため指針を整備し、委員会の開催、職員研修を定期的実施します。また、利用者等からの苦情の解決対策の整備等、虐待防止のための措置を講じます。

サービス提供中に当該事業者または擁護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通知します。

虐待防止に関する担当者： 副管理者 泊 一真

## 8. 身体拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体拘束は行いません。但し、自傷他害のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命、身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者、家族に対して説明し同意を得たうえで次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び状態等について記録し5年間保存します。身体拘束等の適正化のための対策を身体拘束廃止委員会を3か月に1回以上開催するとともに、年間2回以上研修を実施し、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。

- (1) 緊急性 … 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命、身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
- (2) 非代替性 … 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命、身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限る。
- (3) 一時性 … 利用者本人または他人の生命、身体に対して危険が及ぶことが無くなった場合は直ちに身体拘束を解きます。

身体拘束に関する担当者： 副管理者 泊 一真

## 9. 非常災害対策

非常火災時には、別途定める消防計画に基づいて対応を行います。災害時対策として、事業継続計画書（BCP）を定め、定期的に研修や訓練を実施します。また、消防署や協力機関との連携体制を確立し不測の事態にも早急に対応します

## 10. 感染症対策

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止対策のため、指針及びマニュアルを整備し、委員会の開催、職員研修、訓練を定期的実施します。また感染症対策として、事業継続計画書（BCP）を定め、定期的に研修と訓練を実施します。

### 11. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20 年 月 日

ざおう健生苑短期入所生活介護事業所

説明者職名 生活相談員

説明者氏名 平岡 奈菜美

印

※この重要事項説明書は、厚生省第37号第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造                      鉄骨造      地上2階
- (2) 建物の延べ床面積            1540.16 m<sup>2</sup>

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

**介護職員**—————利用者の日常生活の介護並びに健康保持のための相談、助言等を行います。

**生活相談員**—————利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

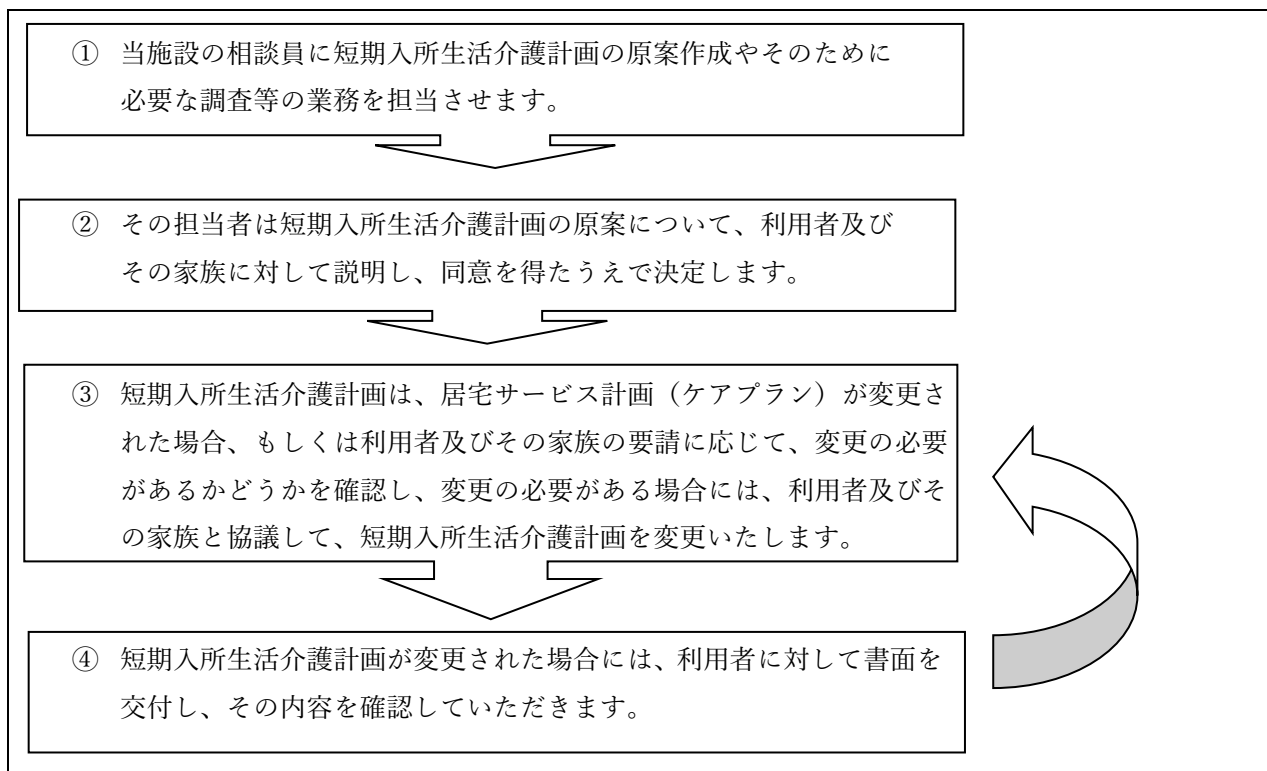
**看護職員**—————主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

**機能訓練指導員**—————利用者の機能訓練を担当します。

**医師**—————利用者に対して健康管理及び療養上の世話をします。

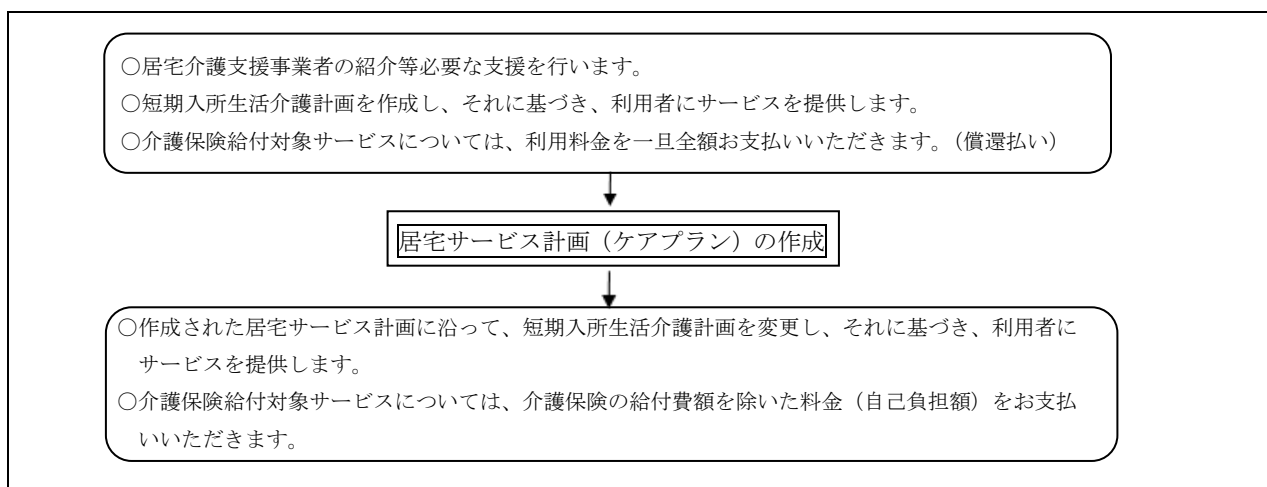
### 3. 契約締結からサービスまでの流れ

- (1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」 契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

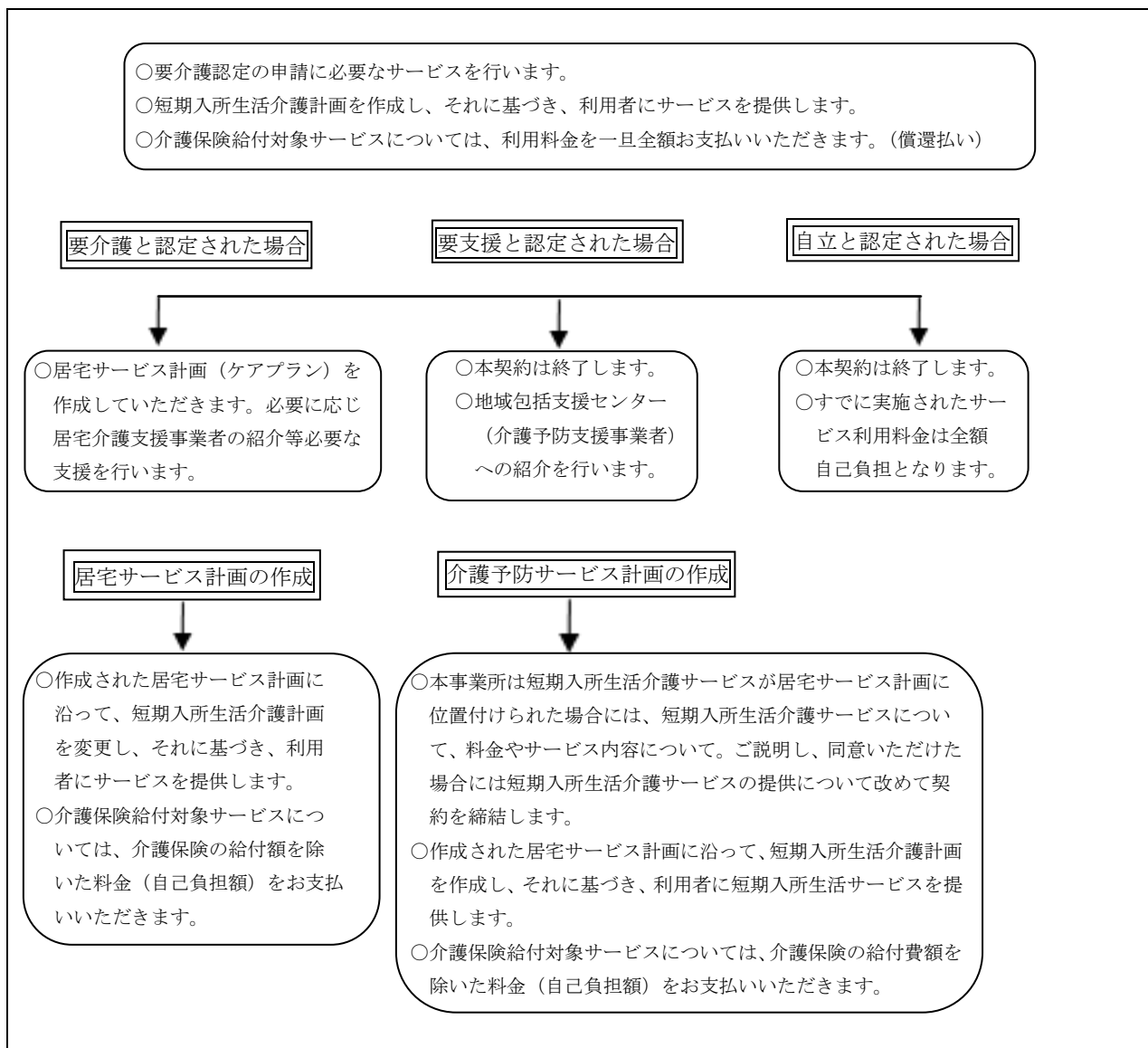


- (2) 利用者に係る「居宅サービス計画書（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

#### ① 要介護認定を受けている場合



## ② 要介護認定を受けていない場合



#### 4. サービス提供における事業者の義務

当施設では、利用者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体を拘束する場合があります。
- ⑤ 利用者のサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するに当たって知り得た利用者又は家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入所者の心身等の情報を提供します。  
また、利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

#### 5. サービス利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

##### (1) 持ち込みの制限

利用に当たり、以下の物は原則として持ち込むことが出来ません。

金品、なまもの、危険物等

高価な所持品は盗難、紛失、破損のおそれもあります。紛失、破損の場合は事業所は責任を負いかねます。また、利用者同士の現金等の貸し借りもご遠慮ください。

療養上の制限や、賞味期限、過食等の問題もありますので、薬、健康食品、化粧品等も含め差入れの際には職員にお声掛けください。

##### (2) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用してください。

○故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただきます。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、

利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合には、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (3) 喫煙

施設内は全館禁煙ですので喫煙はご遠慮ください。

### (4) サービス利用中の医療の提供について

利用中に医療機関への受診が必要となった場合、受診の対応（送迎・付き添い）は利用者の家族となりますが、乗降等が困難な場合、やむを得ない事情でご家族での対応が難しい場合は、病院までの受診送迎サービスを行います。

なお、利用者の希望により、下記の協力機関において診療や入院治療を受けることが出来ます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

#### 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 紅萌会 福山記念病院	医療法人社団 健照会 住吉ふじい病院
所在地	福山市港町 1丁目15-30	福山市住吉町 4-1
電話番号	(084) 922-0998	(084) 924-2233
医療機関の名称	ひらい歯科	
所在地	福山市道三町 7-14	
電話番号	(084) 932-3223	

## 6. 損害賠償

当施設において、事業者の責任により利用者が生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から入所者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに入所者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合

- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）  
事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) 利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院した場合
- ③ 利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時のその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者及び後見人、保証人、身元引受人並びに家族等が自重者や事業所の職員に対して禁止行為を繰り返す等、契約を継続しがたいほどの行為を行った場合、事業者は、文書で契約解除を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

※サービス利用にあたっての禁止行為

1. 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの迷惑行為
2. パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
3. サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットやSNSなどに掲載する行為

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

(別表 1)

給付外サービス価格表

日常生活品費とは、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないものを指します。具体的に居は当苑でご用意させていただいた下に示すものであり、利用者の希望により、自由な選択に基づいてご使用いただきます。また、クラブ活動等、個別に行うものについての材料費等の教養娯楽費はその都度、別途実費を徴収いたします。

① 日常生活品費

	種 類 (使用用途・使用目安)	金 額
1	バスタオル フェイスタオル (入浴・清拭時に使用します。使用目安は1回の入浴に当たりバスタオル2枚・フェイスタオル1枚です。)	300 円/入浴 1 回 (バスタオル 120 円/枚) (フェイスタオル 60 円/枚)
2	除菌おしぼり(手指・整容用) (朝・昼・夕等の食事の際や起床時の整容に使用します。1日の使用目安は4枚です。)	280 円/日 (70 円/枚)

※タオル類は合計金額が 270 円/日を超えた場合でもそれ以上はいただきません。

※シャンプー・ボディソープ・ハンドソープ類は、当苑の物をご使用いただけます。

- ② 持込電化製品(シェーバー、携帯電話の充電は除く)・・・・・・・・ 50 円/日  
但し、施設長が認めた物に限ります。詳細はご相談ください。
- ③ 理美容代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,800 円
- ④ その他必要物品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 実費  
(マスク・歯ブラシ・歯磨き粉・義歯洗浄剤・イヤホン・ティッシュ等)
- ⑤ 喫茶代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100 円/日  
(種類：お茶・水分ゼリー・コーヒー・紅茶・ココア・アクエリアス・カルピス等)  
(時期や仕入れ値によって内容を変更することがあります。)

※その他の物品・サービスについてはその都度ご同意いただいたうえで実費を徴収します。これらの価格は、お申し込み時点での価格であり、変更時には改めてご同意いただいたうえでご利用いただきます。

(別表 2)

### 衣類等の洗濯について

当施設は入浴、就寝、起床その他必要時に衣服の着替えを援助させていただきます。  
日常生活の中で使用した衣服、タオル、その他洗濯物をご希望される方は利用期間内で可能な範囲での洗濯をいたします。

洗濯物の取り扱いに関して説明させていただきます。

※一般洗濯機（家庭用）を使用。

※業務の中で洗濯物をさせていただきます。

※雨天・夜間等は乾燥機を使用します。

※材質に合わせての対応はお受けできません。

(セーターやニットなど縮みやすい物、絹やレーヨン等変色・型崩れの恐れのある物など)

※乾かすことによって縮む物もあります。

※他利用者皆様の洗濯物を一緒に洗濯します。

※感染予防のため、薬品を使って漬け置きをさせていただきます。

漬け置きにより色落ちすることがあります。

※洗濯物に関しての料金はいただいております。

利用者様の大切な衣服をお預かりし、洗濯をさせていただくのですが、時に縮み・色褪せ・色移り・変形等満足のいただけない時があります。

サービスの一環としてさせていただきますので、弁償や代替え品での対応は致しておりません。

上記の内容を理解いただき、持参される衣服の用意をお願いいたします。

(別表 3)

### 見守り支援機器の説明について

当施設では入居者様の状態に応じた介護を提供できるよう努めており、「眠り SCAN」及び「眠り SCAN eye」を居室に設置しております。

「眠り SCAN」はベッドのマットレスの下に敷く事で体動を測定し、睡眠・覚醒・起き上がり・離床及び就寝時の呼吸数をリアルタイムで確認できる他、状態の変化時に職員に報知する機能を有しています。また、睡眠・覚醒状態をデータ化し、睡眠状況・生活習慣を確認する事ができます。利用者の身体に用具を装着したり、映像を使用したりするものではございません。測定データは当施設内でのみ使用するものとします。

「眠り SCAN eye」は、入居者の映像を遠隔のパソコン端末や携帯端末で確認できるほか、「眠り SCAN」で設定した状態の変化を検知した際の通知にあわせて映像を表示することができるシステムです。これにより、緊急対応の必要性の可否などについて、よりの確な判断が可能になります。また「常時レコーダー機能」を備え、1 秒から 5 秒間隔で静止画を常時連続的に記録することができます(最大 3 日分の記録が可能)。そのほか、夜間の消灯後でも確認できるよう室内が暗くなると自動で赤外線撮影に切り替わる機能や、目的に応じて保存する映像の画質・解像度を変更できる機能を備えるなど、使い勝手の良さやプライバシーにも配慮します。

(別表 4)

## 個人情報使用同意書

私（利用者及び家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲で使用することに同意します。

### 記

1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合。

2. 使用する事業所の範囲

- (1) 介護保険サービスを利用するための市町村、居宅介護支援事業所その他介護保険事業者への情報提供、搬送時の救急隊への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報を提供する場合。
- (2) 介護保険サービスの資質の向上を目的とした学会、研修会等での事例研究発表等する場合。なお、この場合、利用者個人を特定できないような仮名等を使用することを厳守します。
- (3) 法人広報等に利用者の作品及び作品等を掲載するため。

3. 使用する期間

年 月 日から 契約終了日まで。

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

(別表 5)

当施設ご利用時の転倒、転落事故の説明)

ご利用いただく施設的环境は、普段過ごし慣れた家庭の環境とは異なります。  
また、ご高齢の方は、加齢に伴い次のようなことが起こります。

- ※姿勢が前かがみになり、歩く時に足を上げる力が弱ります。
- ※筋力や注意力が低下し、移動する時にバランスをとりにくくなります。
- ※血圧を調整する力が弱り、椅子から急に立ち上がったたり、寝ている姿勢から急に起き上がったたりすると、低血圧状態になります。

このような加齢の状態に加え、病気やケガなどにより体力も低下し、安静にすることで益々筋力が衰えます。

ご家族様と離れて生活することによる不安や、環境の変化にうまく対応できず混乱が生じ、思いもかけない転倒事故が起きることも少なくありません。

転倒により、内出血や骨折など生活に困難が生じることも予想されます。

私たちは、利用者様の生活環境を整備しながら、転倒の予防に努めてまいります。但し私たちの施設では、転倒を予防するという理由があっても利用者様の体を抑制することは極力避けたいと思っています。

そのためどうしても利用の間での転倒を全て防ぐことはできませんので、ご理解をお願い致します。